

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

準備書面2

令和7年11月28日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被 告 宮 部 龍 彦

被 告 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表社員 宮 部 龍 彦

第1 本準備書面の位置付け

- 1 本書面は、原告第3回準備書面(令和7年5月9日付)、訴えの変更申立書(2)(令和7年8月27日付)、原告第4回準備書面(同日付)、原告第5回準備書面(同日付)に対する被告らの認否・反論を整理したものである。
- 2 本件訴訟における被告らの基本的主張は、令和7年3月5日付答弁書および令和7年5月9日付準備書面1において既に述べたとおりであり、これらをここにおいても援用する。

原告各準備書面のうち、右各書面に対する新たな主張・立証を含まない部分については、従前どおり争うにとどめる。

第2 原告第3準備書面に対する反論

1 原告第3回準備書面の位置付け

原告第3回準備書面は、その表題どおり、被告準備書面1の各見出しごとに「認否」「反論」を付したものである。

しかし、その多くは、訴状や既提出の原告準備書面の文言を繰り返し、「争う」「失当である」と述べるにとどまり、新たな事実主張や要件事実の補充はほとんどない。

本書面では、被告準備書面1ですでに述べた主張を前提に、原告第3回準備

備書面において新たに付加された、又は誤解に基づくと考えられる点に絞って反論する。

## 2 同「第1 訴状に対する反論」に対する反論

### (1) 「請求の特定欠缺」について

ア 原告は、「別紙記事目録という体裁で明確に対象を特定している」から、被告らの主張は「完全に失当」とする(4頁)。

しかし、被告らが「特定を欠く」と主張しているのは、主として次の2点である。

- a. 訴状請求の趣旨2項が、「別紙記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む)等の一切の方法による公表をしてはならない」と、将来にわたる包括的・抽象的な禁止を求めている点。
- b. 原告らの事実上の訴訟目的は「曲輪クエスト」の将来にわたる全面停止であって、実際に2025年2月25日付訴えの変更申立書等により、係属中も同種の記事を順次追加し続けることを予定する構造になっている点。

原告第3回準備書面は、上記2点の問題点には全く触れていない。

既存の記事について別紙目録があることと、今後の一切の公表を禁止し、係属中に無限定に記事を追加する訴訟構造があることとは別問題である。

イ 原告らは「全国部落調査」訴訟を引き合いに出すが、同事件は、特定の書籍・データベースという固定された媒体の差止めをめぐる事案であり、本件のように今後の取材・研究一般の公表や、これと同視で

きる一切の表現行為を事前に禁止するものではない。

本件請求のような先行的で無限定な禁止が、同事件の射程に含まれるとまでは到底いえない。

ウ したがって、原告第3回準備書面は、被告らが指摘する「請求の特定」の中核的な問題点に答えておらず、被告らの本案前の主張を覆すものではない

(2) 「先行的・包括的な表現禁止」について

ア 原告らは、北方ジャーナル事件の基準を本件に適用しても「優に差止めが認められる」と述べる(4頁)が、その根拠として挙げるのは、過去の差別の歴史や行政・法務局の見解などであり、本件ウェブページ等によって具体的にどのような損害が現実化しているのかという点には依然として踏み込んでいない。

イ 北方ジャーナル事件で問題となったのは、まさに「特定の記事内容が、真実性・公益性を欠き、重大で回復困難な損害をもたらす危険」があるかどうかであった。

本件で原告らが主張するのは、ほとんどが「差別されるおそれ」「差別を助長する危険」、行政機関や法務局の「人権侵犯」との評価にとどまり、具体的な被害事実や差別行為の発生はなお立証されていない。

ウ したがって、原告第3回準備書面は、北方ジャーナル事件の示す厳格な要件(真実性・公益性の欠如と重大で回復困難な損害の危険)を、本件の個々の記事に即して満たすのかどうかについて、依然として何ら具体的な論証をしていない

(3) 「権利保護の利益欠缺」について

ア 原告らは、「投稿記事、記事の作成主体が明示されている」「被告らが当該記事を削除するまで継続して発生する」ことをもって、被告らの主張は「事実に反する」とする(5 頁)

イ しかし、被告らが問題にしているのは、訴状及び準備書面で主張されている被害が、日時・場所・加害主体・被害態様を備えた具体的な差別事例として特定されていないこと、そのため、不法行為の成立要件である損害発生及び因果関係がなお立証されていないことである。

ウ 原告第 3 回準備書面は、この点についても「恐怖」「おそれ」といった抽象的表現を繰り返すのみで、どの原告が、いつ、どのような場面で、どのような扱い(雇用・取引拒否、具体的な中傷等)を受けたかというレベルの主張・立証は行っていない。

したがって、被告らの権利保護利益欠缺の主張を覆し得るものではない。

#### (4) 原告新潟県連の性格などに関する反論への対応

ア 原告らは、被告らが「原告新潟県連は、政治的影響力の誇示や利得のために部落を利用している」と主張しても、それが本件請求の当否とどう関係するか示されていないと批判する(7 頁)。

イ しかし、被告らが乙 1～乙 6、乙 8-5、乙 19 などで示したのは、原告新潟県連が、学校現場等に対して強い影響力を行使しうる立場にあること、行政や教育現場がその要請・糾弾を拒みにくい実態があることであり、これは、本件記事目録 5 において被告らが問題とした「荒川高校確認会」等の取材対象が、単なる私人ではなく、公的役割を担う団体としての行動であることを示すものである。

ウ この点は、名誉毀損の成否判断において、対象が公的問題かどうか、公的活動についての批判かどうかを判断するうえで重要な事情である。

(5) X(旧ツイッター)アカウント凍結・収益化に関する反論

ア 原告らは、「鳥取ループ@示現舎」アカウントが部落差別に該当すると判断されたことは明らかであるとするが(10 頁) X 社によるアカウント停止の理由は、当事者にも開示されないのが通常であり、停止の有無から直ちに「差別表現」と断定するのは原告らの推測に過ぎない。

イ また、曲輪クエストの有料会員制や広告掲載により収益が発生している(10, 11 頁)としても報道・評論活動を含め、多くのウェブサイト・媒体が有料化や広告で収益を得ていること、営利目的であること自体は、違法性判断において中立的事情であり、違法性を直ちに基礎づけるものではないことは明らかである。原告は、「収益化」という言葉だけで、違法性の要件を置き換えようとしている。

(6) 訴状第 3「部落差別の歴史」に関する求釈明(11 頁)への回答

ア 被告らが訴状第 3 につき「知らないし認否不要」としたのは、その記載内容が主として一般的な歴史叙述・学説の紹介であり、本件の要件事実(違法性・損害・因果関係)の立証とは直接関係しないと判断したためである。

イ したがって、被告らは、訴状第 3 記載の全ての歴史叙述を「認める」趣旨ではないが、本件の結論に影響しない限り、その正確性を一つ一つ争う必要はないという立場である。

ウ 仮に原告らの指摘する歴史的差別の存在を前提にしても、原告らは私的団体ないしは個人に過ぎず、「新潟県内の被差別部落を代表」(8 頁)して過去の歴史に対する贖罪を受けるために、誰かに対して何らかの権利を主張できるような立場ではない。そして、本件各記

事が具体的にどの原告らのどの権利を侵害したかは、個別の記事内容と具体的事実とに即して判断されるべきであり、原告らはそこを未だ十分に論じていない

(7) 神林村訴訟等に関する評価

ア 原告らは、神林村訴訟について「司法が行政の対応を糾弾した訴訟である」と評価し、被告らの批判は当たらないとする(11 頁)。

イ 被告らの趣旨は、神林村訴訟が、当該地域を実質的に「同和地区」であると司法が認定したことにより、地域の人々に重大な影響を及ぼしたことは、司法による越権行為である点を指摘したものである。

ウ そして、湯の沢地区が同和地区であるとする事実の摘示が新潟地方裁判所によってなされ、判決文として公開され続けていることは、本件に伴う記録の閲覧等制限と矛盾していることを含め、本訴訟の論点と密接に関連している。

3 同「第 2 第 1 回準備書面に対する反論」に対する反論

(1) 自治体要請文書等の評価

ア 原告らは、各自治体の要請文書は原告新潟県連の働きかけによるものであることを認めつつ、「行政に対する不透明かつ過度な働きかけ」はないとする(20, 21 頁)。

イ しかし、甲 28～38 の要請文書の多くがほぼ同一文言で作成されていること、「部落差別拡散」等の評価部分が抽象的で、具体的被害事実や独自の検討経過が示されていないこと、原告ら自身が「モニタリング資料」を提供していることを認めているが、その内容を本訴では提出していないこと(21 頁) からすれば、各自治体が自らの責任で独立に事実を検証し、判断したとまではいいがたい。

ウ 原告第3回準備書面は、これらの核心部分には答えておらず、「社会的正義に反していることを示す重要な事情」(12頁)と強弁するのみである。

エ なお、東京法務局長による説示についても同様であり、行政内部の「人権侵犯」認定が直ちに民事上の違法性判断を決定するものではないこと、その前提となる依命通知(甲13)が、同和地区に関する識別情報の摘示を一律に「違法性のあるもの」とみなす極めて広範な基準であることを踏まえると、司法判断の代替とすることはできない。

(2) 「モニタリング」と常時監視

ア 原告らは、「モニタリング」を部落差別の拡散を阻止するための当然の活動であるかのように位置付けるが(21頁)、被告らが問題視しているのは、特定の私人による表現行為を、解放運動団体が行政と連携して恒常的に監視・通報し、削除要請を促す構造そのものである。

イ この構造は、本件記事目録5で批判した荒川高校の「確認会」とも共通しており、表現の自由と民主的討議に対して重大な萎縮効果をもたらし得る。

原告第3回準備書面は、この点に対する実質的な反論を行っていない。

4 同「第3 訴えの変更申立書に対する答弁」に対する反論

(1) 原告らは、「変更後の請求に対する主張と答弁」については単に被告らの従前の主張援用にすぎず「反論の限りでない」とする(22頁)。

しかし、被告らとしては、訴えの変更が既存の主張構造を前提として新たな記事を追加するものである以上、従前の違法性否定の主張がそのまま妥当することを明らかにする必要がある。

(2) また原告らは、「被告らは、今後も「部落探訪」ないし曲輪クエスト、あるいは実質的にはこれと同視できる内容のウェブページの公開を予定し

ているかのような主張する」とし、本件係属中に新たな記事が追加されれば、さらに訴えの変更を行うと述べる(23 頁)。

- (3) このように、原告ら自ら、係属中に新たな記事が掲載されるたびに訴えを変更し、実質的に「部落探訪」一般の継続的公開を全面的に禁止することを予告しているのであり、これは被告らが主張してきた「先行的・包括的な表現禁止」「訴権の濫用の危険」を、むしろ原告ら自らが裏付けるものである。
- (4) 訴えの変更は、被告らの防御準備に著しい支障を生じさせない範囲で、個別事件ごとに限定的に認められるべきであり、原告らが予定するような無限定な「追いかけて型」訴え変更が許されるべきではないとの被告らの主張は、原告第 3 回準備書面によっても何ら減殺されていない。

#### 5 同「第 4 第 2 回準備書面に対する反論」に対する反論

- (1) 「部落探訪」の性格づけについて

ア 原告らは、被告らが「曲輪クエストは本質的には地理・地誌についての現地研究」と主張すること自体を紹介するのみで、具体的な反論はしていない(23 頁)。

イ 被告らは、準備書面 1 で詳述したとおり、歴史資料・行政資料・当事者団体の刊行物等を手がかりに、地域の歴史や地理、生活実態を記録する取材・研究活動であることを具体的に説明している。

原告らはこれに代わる具体的事実を示さず、「部落差別の拡散」といった評価的な表現を繰り返すのみである。

ウ また、被告らが、誤認が判明した場合に記事を非公開にすることを認めたからといって、部落差別の拡散につながるものであることの証拠にはならない。事実関係の誤りがあれば訂正・非公開にするのは、むしろ真実性確保のための通常対応である。

- (2) 個人原告らの権利侵害の主張との関係

ア 原告らは、「被告らが提出書面等をインターネット上で公開することで部落差別が拡散し助長するおそれがあることから、伏字にせざるを得ない」と主張する(23 頁)。

イ しかし、現実には神林村事件の舞台となった湯の沢地区をはじめ、新潟県内の部落ないしは同和地区の地名は、原告らが関与するものも含めて様々な公開の文献で明らかになっている。

その上で伏せ字にすることは、具体的な地域を公然の秘密扱いし、あたかもそれらの地域に関係すると不利益を被るかのような差別的な評価を書き加えることに等しい。。

## 6 小括

- (1) 以上見てきたとおり、原告第 3 回準備書面は、被告準備書面 1 の核心部分(請求の特定欠缺、先行的・包括的な表現禁止の違憲性、権利保護利益欠缺等)には具体的に答えず、行政文書や人権機関の評価、過去裁判の一般的叙述を繰り返すにとどまり、本件各記事ごとの違法性・損害・因果関係を基礎づける新たな事実を示していない。
- (2) むしろ、係属中も新規記事の追加に応じて訴えを変更し続けるという原告ら自身の方針により、本件請求が曲輪クエスト一般の全面停止を目的とする先行的・包括的差止請求であること、各自治体・法務局の判断に過度に依拠しており、司法判断を代替させようとする姿勢が明らかになったといえる。
- (3) したがって、原告第 3 回準備書面により、被告らの準備書面 1 における主張が減殺されることはなく、本件請求がなお要件事実を欠き、憲法 21 条が保障する表現の自由を過度に制約するものであることに変わりはない。

第3 2025 年 8 月 27 日付け「訴えの変更申立書(2)」に対する答弁

#### 1 変更後の請求に対する主張と答弁

訴状別紙記事目録 5 に追加された本件 YouTube 動画(甲 43-1)に係る削除及び損害賠償の請求についても、令和 7 年 3 月 5 日付け答弁書第 1 ないし第 3、同年 5 月 9 日付け準備書面 1 に記載した主張・答弁をそのまま援用し、原告新潟県連の業務遂行権・名誉権の侵害及び損害の発生をいずれも否認のうえ、変更後の請求を争う。

#### 2 変更の理由について(訴えの変更申立書第 2)

本件 YouTube 動画を公開した事実自体は認めるが、同動画は第 2 回口頭弁論の経過および被告らの見解を報告するものであって、原告新潟県連を「犯罪を行う団体」であるかのように事実摘示するものではなく、社会的評価を違法に低下させる表現にも当たらない。また仮に事実摘示をしていると解釈できる余地があったとしても、公共性および真実相当性があり違法性は阻却される(詳細は原告第 4 回準備書面に対する反論として後述する)。

したがって、原告新潟県連の業務遂行権・名誉権の侵害及び 110 万円の損害の発生はいずれも否認する。

#### 3 訴え変更の許可について

本件訴訟係属中に被告らの新たな表現行為があるたびに、訴え変更により請求対象および損害額を次々に追加することを許容すれば、被告らの防御準備に著しい遅延を生じさせ、本件訴訟が事実上終局し得ない危険がある。被告らは、今後も本件訴訟や同和行政・同和教育に関する取材・研究・意見表明を継続する可能性があるところ、本件変更が同種の行為の連続的追加を予定する趣旨か否かについては裁判所の訴訟指揮に委ねるが、訴えの範囲が無限定に拡張されることについては、前回の訴え変更と同様に、許可は慎重に検討されるべきであるとの意見を留める。

#### 第4 原告第 4 回準備書面に対する反論

## 1 本書面の位置付け

原告第4回準備書面は、訴状及び第1回準備書面のうち、別紙記事目録5(1)・(2)及び本件 YouTube 動画(甲 43-1)に関する主張を繰り返し、「ヤクザ」「クレーマー」「犯罪」といった表現が原告新潟県連の業務遂行権・名誉権を侵害する旨を改めて述べるものである。

しかし、同書面は、被告らが既に準備書面1で示した事実関係・取材経過(乙 1、乙 2～乙 5、乙 8-1～8-5、乙 19 等)や、そのうえでなされた評価であることを前提とせず、単に「真実ではない」「事実無根」と述べるにとどまり、新たな具体的反証を示していない。

以下、主要な点について反論する。

## 2 記事目録 5(1)・(2)および YouTube 動画に関する反論

### (1) 「ヤクザ」「クレーマー」「犯罪」等の表現について

ア 原告らは、記事目録 5(1)・(2)及び本件 YouTube 動画中の「ヤクザ」「クレーマー」「犯罪」といった表現が、原告新潟県連が違法・不当な活動を行っていることと誤認させるものであり、論評の域を超えていると主張する(2, 3, 5 頁)。

しかし、これらの表現は、荒川高校生徒自死事案及びその後の確認会における県教委・学校と原告新潟県連との具体的な関係(乙 1、乙 2～乙 5、乙 8-1～8-5、乙 19)を前提に、その構造に対する批判・評価として用いたものである。被告らが、何ら事実的基盤のない状態で、原告新潟県連を抽象的に「犯罪組織」であるかのように描写したものであるのではない。

仮にそのように解釈される余地があったとしても、後述する通り公共性および真実相当性があり、違法性は阻却される。

イ 特に、「教職員に犯罪をやらせているような団体」「犯罪の片棒を担いでいる」という本件 YouTube 動画における発言(4 頁)は、地方公務

員法 34 条が禁止する守秘義務違反の疑いがあると被告が考えている点を、批判的に指摘したものである。

乙 8-5、乙 19 により明らかなどおり、県教育委員会は、各高校で発生した部落問題関係事案につき、生徒の行動・指導経過を詳細に記載した報告書を作成させ、これを高等学校教育課を經由して原告新潟県連に情報提供している。さらに、部落解放同盟新潟県連合会を名宛人とする複数の「情報提供」文書により、学校からの報告書が継続的に交付されていることが確認できる。

このように、県教委が第三者である原告新潟県連に対し、生徒指導事案の詳細な情報を反復継続して提供していることは文書上の事実であり、被告はこれを前提に、守秘義務違反の疑いがあると評価しているにすぎない。

ウ 新潟県情報公開審査会の答申(乙 27)には、「実施機関によると、確認会等で協議された内容については公開しないとの認識であるが、確認会等で入手した情報については、関係機関の間で外部に漏らさない旨の取り決めは行っていないとのことである。確認会等において生徒の差別事象に係る内容等機微に触れる情報を取り扱っていることから、実施機関において、より一層の情報管理の徹底を望むものである」と付言されており(乙 27・10 頁)、前述のような不適切な情報提供があったことを裏付けている。

もともと「実施機関が、確認会等の場において、差別事案の原因究明、再発防止を目的として取得した生徒のプライバシーに関わる情報を当該目的以外で団体に提供するなどの不適切な取扱いが行われている事実は認められなかった」(乙 27・9 頁)としてはいるが、情報公開審査会の職務には、実施機関の行為が刑事犯罪に該当するかどうかを判断することは含まれておらず、答申も違法性の有無について

の最終判断を行ってはいない。

それでもなお、上記のような付言をあえて行っていることから、確認会等における情報の取扱いに、地方公務員法 34 条上の守秘義務違反が疑われる程度の問題があると審査会自身も認識していることがうかがわれる。

このように、確認会等における情報提供のあり方については、公的第三者機関である審査会も問題性を指摘しているし、少なくとも生徒のプライバシーが本人に無断で、なおかつ目的外の利用をしないとの取り決めなしに原告らに提供されていた事実には裏付けがある。

審査会の判断とは別に、裁判所が客観的事実に照らして地方公務員法違反に当たり得ると判断する余地は十分残されている。少なくとも、被告宮部が「教職員に犯罪をやらせているような団体」「犯罪の片棒を担いでいる」と述べたことについて、地方公務員法上の守秘義務違反が行われていたとの疑いを抱き、そのように評価することに真実相当性があることの裏付けとなっている。

(2) 確認会の実態に関する原告の「否認」について

ア 被告らは、準備書面 1(21～23 頁)において、荒川高校生徒自死事案に関連して開催された確認会等について、関係する教職員らからの聞き取り(乙 19)及び研究集会報告集(乙 2～乙 5)に基づき、その場の雰囲気ややりとりを具体的に記載した。具体的には、教職員に対する詰問に近い発言があったこと、原告新潟県連側が主導し、県教委職員も同席する形で複数回の確認会が行われていることなどである。

原告は、第 4 回準備書面において、これらを一括して「全て否認する」「事実とは認められない」と述べるにとどまり(5 頁)、具体的な事実経過や当日の発言内容を示していない。

イ 確認会の開催経過については、乙 1 及び乙 8-5 により、少なくとも次の点が客観的に認められる。

- a. 荒川高校生徒自死事案につき、原告新潟県連と県教委高等学校教育課が参加する「確認会」「話し合い」が複数回開催されていること。
- b. 当該会議に先立ち、学校から県教委に提出された詳細な報告書が、県教委から原告新潟県連に「情報提供」されていること。

これらの文書に照らせば、原告新潟県連が学校・県教委に対し強い発言力を有し、教職員が萎縮し得る環境が存在することは否定し難い。被告がこの構造を批判し、「ヤクザみたいな感じ」「クレーマー」と評したことは、具体的事実に基づく論評であり、原告が単に「そのような事実はない」と述べるだけでは、真実性・相当性を欠くとまではいえない。

### (3) 業務遂行権侵害について

原告は、当該記事等により原告新潟県連の活動に「著しい支障」を及ぼしていると主張するが(3 頁)、実際にどのような妨害・支障が発生したのかについて、具体的な事例を示していない。

原告新潟県連は、本件提訴後も自らのウェブサイト等で本件訴訟を積極的に広報し、支援を呼びかけている(乙 9)。その意味で、原告自身が本件を公的な論争の題材とし、社会的評価を得ようとしているのであり、本件記事等が原告の活動を機能不全に陥らせたとは到底いえない。

## 第5 原告第 5 回準備書面に対する反論

### 1 本書面の概要

原告第 5 回準備書面は、部落差別一般や結婚差別一般の叙述に多くを割

くが、一般的・歴史的な不公正の「贖罪」を本訴で実現することはできない。民事裁判は、特定の表現行為と特定の権利侵害の因果に即して、可否を限定的に判断する手続である。

## 2 「差別されない権利」等の抽象的主張の限界

原告らは、全国部落調査判決を援用して「差別されない権利」や「社会構造的差別の是正を求める権利」を説くが、抽象的権利の存在論だけでは私人の表現行為を包括的に禁圧できない。本件でも、各原告ごとに「どの記事の、どの表現が、いつ・どのような不利益を生じさせた(又は高い蓋然性で生じ得る)のか」を主張立証することが不可欠であり、原告第5回準備書面はそこを特定していない。

全国部落調査判決においても、差止・削除の対象は、特定の一覧表形式のデータベースに限定されており、被告に対して将来のあらゆる取材・研究・言論活動を包括的に禁じるような命令は出されていない。本件のように、訴訟係属中に新たな記事が出るたび訴えを追加し、部落探訪ないしはそれに類する企画全体を事前に封じることは、同判決の射程を明らかに超える。

## 3 同和対策審議会答申(甲6)の位置づけ

原告らは甲6を引用するが(5頁)、答申は政策的見解を示した半世紀以上前の資料であり、現代の具体的差止判断の基準とはならない。本件の可否は、現に問題とされる各記事と各原告との関係に基づき、現在の具体的危険の有無で判断されるべきである。

## 4 1993年「全国同和地区実態把握等調査」(甲44)に依拠する主張について

原告らは甲44を基礎に部落外との婚姻が少数とするが(5頁)、同調査は30年以上前のデータであり、「地区内・地区外」等の区分も行政運用や地域認定に左右されうる方法論で、個別原告の現在の具体的危険を基礎付けるものではない。原告ら自身の第5回準備書面も、県外事例や過去世代の傾向を主に叙述するにとどまる。

なお、同調査が用いる「同和地区」概念が行政指定や把握方法に依存することは、神林村事件判決(新潟地裁)にも見て取れる。また、行政指定等に基づく『同和地区内世帯』のみを母集団としており、地区外に転出した層は十分補足されていない。この種の集計は、今日の具体的危険の直証にはならない。

5 埼玉県連委員長・片岡明幸陳述書(甲 45)の証明力

甲 45 は埼玉県の運動団体役職者による陳述であり、本件個人原告(新潟)との地理的・人的関連の特定を欠く。運動方針に基づく評価・意見が多く、新潟の各記事と各個人原告に即した要件事実(特定の危険・因果)を直接基礎付ける証拠価値は限定的である。

6 新潟県内の古い結婚差別事例(甲 46)の位置づけ

原告らが挙げる糸魚川(1970)・新発田(1992)の事例は(6, 7 頁)、半世紀前等の個別事実であり、本件記事の掲載(21 世紀)と現在の各原告の婚姻・生活上の具体的危険との間に、時間的・人的・地域的な橋渡しが示されていない。事実関係も裏付けが困難である上、現在の本件記事による差別被害の高度の蓋然性とは別問題である。

7 いわゆる「通婚圏」論について

原告らは、被差別部落同士の通婚圏なるものを主張して新潟県下の広範囲の記事の削除を求める(6 頁)。しかし、誰と誰がどの地域とどの地域で具体的に結び付くのか、各個人原告の親族関係が記事目録中のどの地域と連動するのか、その結果どのような不利益が現実的に生じるのかが、本件記録では特定されていない。通婚圏なる概念はいかにも時代錯誤的なものである上、抽象的社会現象の描写にとどまり、本件の差止範囲を決める直接の法的基礎にはなり得ない。

8 差止め・包括的削除の法的基準との関係

差止めは、個別の表現内容について、真実性・公益性の欠如が明白で、

重大で回復困難な損害の危険が認められる場合に限り、必要最小限度で許されるものである(いわゆる北方ジャーナル基準の趣旨)。固定的な一覧表を対象とした全国部落調査判決の射程を超え、数名の原告の主張だけで新潟県下の多数記事を包括的に削除することはできない。

## 9 小括

抽象的権利論(差別一般・構造一般)、古い政策文書(甲 6)や 30 年前の全国調査(甲 44)、他地域の陳述(甲 45)、半世紀前等の古い個別事例(甲 46)を積み重ねても、本件各記事と各個人原告との間の具体的危険・因果は特定されない。

したがって、原告第 5 回準備書面に基づく広汎な削除・差止めの主張は失当であり、個別要件事実の特定と立証を欠く限り、請求は採用されないべきである。

## 第6 乙 8-5 の非公開部分縮小の見込みと、調査嘱託の予告について

- 1 乙 8-5(令和 5 年 7 月 21 日付教高第 711 号対象文書)は、現在も相当部分が非公開とされているところ、令和 7 年 11 月 6 日付新潟県情報公開審査会答申(乙 27)において、新潟県教育委員会に対し、非公開部分を縮小し開示範囲を拡大すべき旨の意見が示されている。被告らとしては、右答申に基づく追加開示がなされることを前提に、その写しを取得する予定である。
- 2 同文書は、原告らが本件で問題とする荒川高校「確認会」等の経過・参加者・やりとりの内容を客観的に把握するうえで重要な資料となることが見込まれる。したがって、乙 8-5 の追加開示後の内容を踏まえたうえで、必要があれば新潟県教育委員会等に対する調査嘱託の申立てを検討するものであり、その要否・範囲については、開示状況を見極めた上で追って裁判所の訴訟指揮に従い意見を述べる。

以上

